

組織活動交流集会の前日には

五者学習会が開催されました。

二つの講演の要約を記載します。

講演Ⅰ

「大砲NO！バタリーYES！ 社会保障を育て、守るために」

講師 川端 邦彦氏

（地方公務員退職者協議会事務局長）

講演の冒頭、川端さんは「日本の社会保障制度を抜本的に改革しないと近いうちに破綻する、という声が起こってくる。しかしこれは不安を煽る空騒ぎだ。破綻するとしたらその前に日本経済が破綻しているだろう」と指摘。こうした声に惑わされず、冷静に日本の社会保障制度を考える必要を訴えた。講演の要旨は次の通り。

歴史上、どの国でも「大砲とバタリー」つまり軍事費と社会保障は相反する。防衛費の大幅増は社会保障費削減となることを警戒しなければならない。また「手取りを増やす」政策は保険料負担を回避することで、社会保障をカットすることになる。本筋は賃金それ自体を上げること、そして被用者保険の適用を拡大することだ。社会保障は「集めて配る」仕組みだから、できるだけ多く集めるには

どうしたらいいか、これが年金制度改革で必要なこと。

今回の改革では被用者保険を適用除外していた企業規模要件を徐々になくしていくことが決まり、賃金要件も撤廃の方向だ。年金制度改革を考える時は、社会保障制度の本質、つまり所得の高い方から低い方へ分配・補正する仕組みであることが大前提で、日本経済にとって不可欠。これがなければ経済成長を支える国民の消費も伸びず、国民経済の健全な発展はない。

講演Ⅱ

「被爆二世として生きる」

講師 平野 克博氏

（全国被爆二世団体連絡協議会事務局長・日教組被爆二世教職員の会副会長）

「被爆二世」の議論は1970年代からで、それまで当事者も「二世」の自覚はなかった。しかし動物実験の結果や国連の科学機関の見解でも放射線の遺伝的影響は指摘されている。政府も1979年から被爆二世健康診断を実施するようになった（法的な根拠はない）。二世の会ができたのはこの頃で、1988年に全国被爆二世連絡協議会が結成された。被爆者に関しては

1989年に援護法案が参議院で可決した。この法案には二世も援護対象となっていたが、結果的に衆院で審議未了・廃案となった。被爆50年を機に被爆者援護法が成立したが、ここでも二世は対象外となってしまった。署名活動や国会要請を繰り返したが国は動かず、今に至っている。そこで連絡協議会としては裁判闘争へ向かい、2017年広島地裁、長崎地裁へ提訴した。国会が被爆二世を援護する法律を作らなかったこと（立法不作为）を訴えるものだが、長崎訴訟は2025年1月に最高裁で上告棄却、広島地裁は2月に最高裁へ上告した。

2021年、「黒い雨訴訟」で原告が勝訴したが、判決では「放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情におかれた者」は被爆者援護法の対象だ、というのが要旨。ところが二世訴訟では判決は「原爆放射能の遺伝的影響の可能性を否定できないというにとどまる」として原告敗訴となっている。また高裁では「国会の総合的政策的判断にゆだねられる」と司法判断の責任を放棄し立法府に解決を丸投げする判決が出されている。

裁判闘争を勝利するのは難しいが、原爆放射能の遺伝的影響を裁判で明らかにすること、また福島第一原発事故での日本政府の対

応や今後の原子力・核政策への影響を与えるうえで大きな意義を持つといえる。

◆編集後記◆

首相となった高市早苗はジェンダー平等には無関心、むしろ強硬な反対派だ。政治の世界は男中心だから、高市だつてすごく苦勞したはずなのに、なぜ？と思う。しかし保守強硬派の女性政治家は珍しくない。イタリアで初の女性首相となったジョルジュ・メローニ、フランス国民戦線のマリヌ・ルペン、ドイツのための選択肢（AfD）共同党首アリス・ワイデル。参政党の参議院議員の当選者は半分が女性だ。核武装を言及した女性議員すらいる。保守強硬派の女性政治家たちはなぜ生まれるのか。上野千鶴子は「少数派が多数派集団に食い込んでいく」とするとき、多数派よりも多数派らしくする傾向がある、と述べている。なるほど、男性政治家よりも「強さ」を強調し、マッチョにふるまうことで、彼女たちはのしあがってきただけだ。高市も強者の論理、勝者の発想をほとんど追求するだろう。しかし一度立ち止まって、弱者への想像力をふくらませてほしいものだ。自ら尊敬するサッチャーが晩年、認知症に苦しんだ姿を想起するのもよい。人は老いれば弱者となるのだから。

（Y）